

# 制度の改正について 沖縄型特定免税店の

沖縄は、亜熱帯・海洋性気候の下、恵まれた自然環境と独特的伝統文化や歴史を有しています。これらの優れた資源を有効に活用して、今後の我が国における余暇時代及び長寿社会の進展に対応した国際的規模の観光・リゾート地

として沖縄を整備する」とことより、健康で豊かな国民生活の実現に貢献するとともに、地域の経済発展に資することが期待されています。

沖縄の観光・リゾートについては、入域観光客数が昭和四十七年（約四十四万人）から平成十二年（約四百五十一万人）に

増進する一方で、観光客一人当たりの消費額は平成十一年には十万二千六百円と昭和四十八年の一・七倍となっているものの、昭和六十三年以降は伸びがなく横ばいの状況にあります。

このような環境の中で、沖縄観光におけるショッピングの魅力を伸長している一方で、観光客一人当たりの消費額は平成十一年には十万二千六百円と昭和四十八年の一・七倍となっているものの、昭和六十三年以降は伸びがなく横ばいの状況にあります。



き、後で払い戻す措置を講じてきました。

今回、特定免税店がより魅力ある商品を提供できるように、沖縄振興開発特別措置法等を改め、二点の改正を行いました。

一つは、関税の払い戻し措置を改め、関税を免除するという制度にしました。

までの制度とは異なり、外国製品を通関する前に販売できることになり、ブランド品の品揃えを豊かに、かつ、より低価格で提供出来るようにになります。

二つめは、革製ハンドバッグや酒類など、これまで取り扱いの対象となつていなかつた商品（観光戻税対象八品目（注））についても取扱えることとし、ブランド品として人気のある商品の販売を可能にし



今回の改正が、沖縄におけるショッピングの魅力をさらに増すことにつながり、沖縄の観光の一層の発展に資することが期待されます。

（注）観光戻税対象八品目：ウイスキー及びブランデー、腕時計、香水、喫煙用ライター、万年筆、革製ハンドバッグ、身辺細貨類、さんご又はべつにう製品

